

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
11月号

1, 11月は「過労死等防止啓発月間」です！

過労死等防止対策推進法（過労死防止法）では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」としています。労働時間の現状を見ると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移しており、これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、労働者や労働組合、産業保健スタッフが使用者と一体となって取り組む必要があります。

このため、厚生労働省では、11月に「過重労働解消キャンペーン」を設定し、次の事項を中心に、労使をはじめとする関係者に呼び掛け、長時間労働の削減、健康障害防止、労働時間の適正把握、賃金不払残業の撲滅等過重労働解消に向けた取組みを推進します。

- ・労使の主体的な取組みの促進
- ・企業における自主的な過重労働防止対策の推進
- ・重点監督の実施
- ・電話相談の実施

なくしましょう 長い残業

11月3日(金・祝日) フリーダイヤル0120-794-713)
また、10月号でもお知らせしましたが、以下のシンポジウムやセミナーについて、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

(1) 「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料！オンライン開催！)

【オンラインセミナー】全52回 開催期間；令和5年10月3日～令和6年1月18日
このセミナーは、パソコンから気軽に参加することができ、また、特別企画として、業務効率化のための実践的な手法を解説する業務効率化セミナーもオンライン開催(11月8日。なお、会場開催も2回あります。)されますので、是非ご参加ください。
【特設サイト】<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

(2) 過労死等防止対策推進シンポジウム(参加無料！)

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
日 時；11月13日(月) 13:30～16:00
場 所；いわて県民情報交流センター アイーナ 会議室 803
問 合 先；(株)プロセスユニーク 電話；0120-562-552
専用HP；<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>



2, 11月は、「令和5年度 いわて年末年始無災害運動」の準備期間です！

〈令和5年度スローガン〉 **あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害**



年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の時期に入って凍結、降雪等の自然要因も加わり、路面の凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有の災害が発生するリスクが更に高まる時季となることから、岩手労働局では令和5年12月1日から令和6年1月31日を「令和5年度 いわて年末年始無災害運動」の期間とし、労働災害の根絶に向けた取組みを展開することとしています。

11月1日から11月30日までの期間は準備期間となっていますので、各事業場におかれましては、以下の事項を実践していただき、冬季における労働災害防止への積極的な取組みをお願いします。

ア 冬季特有災害の防止

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止 ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪降ろしの際の災害防止 ④火災・火傷の防止 ⑤一酸化炭素中毒の防止
- ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止 ⑦作業時の保温・体操の実施 ⑧その他の冬季特有災害の防止

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加



3, 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ



「冬季死亡災害ゼロ 100 日運動」(令和5年11月22日～令和6年2月29日)が始まります！
重点事項(安全意識の高揚、管理体制の活発化、重機や機械設備・冬季特有災害防止等)への取組みをお願いします。

せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトまたは、岩手労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。岩手労働局雇用環境・均等室；電話；019-604-3010

特設サイト；<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

4, 岩手県最低賃金が改正されました！時間額『893 円』（令和5年10月4日発効）

～～確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに～～

すべての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

賃金締切日に関らず、10月4日分から時間額 893 円以上の賃金とする必要があります。日給、月給の場合は1時間当たりの賃金に換算して確認する必要があります。

時間額への換算方法など、ご不明な点は、当署までお問い合わせください。

※ 最低賃金には、岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」がありますが、今回の改正により、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」877 円及び、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」886 円等一部の特定(産業別)最低賃金は、改正された岩手県最低賃金を下回ることとなり、より高い岩手県最低賃金の 893 円が適用されます。

なお、「特定(産業別)最低賃金」が改正された場合にはより高い最低賃金額が適用されますので、ご注意ください。

また、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する『業務改善助成金』が拡充されているほか、『働き方改革推進支援助成金』などの各種助成金を準備しておりますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、岩手労働局 HP の雇用環境・均等室ページからご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukintou.html



岩手労働局
最低賃金



業務改善
助成金



働き方改革
支援助成金

5, 令和5年9月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上の死傷災害 146 件 (前年同期と比較して+22 件、+17.7%増加)
うち、死亡 0 件 (前年同期と比較して -2 件減少)

令和5年9月末現在の死傷災害は146件で、**前年同期の124件から22件17.7%の増加**となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは20件(全体の13.7%)で、**新型コロナウイルス感染症によるものを除くと126件**となるものの、**前年同期の93件からは33件35.5%と大幅に増加**しています。

なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業29件(前年同期±0件±0.0%)、②建設業22件(同+9件+69.2%)、③商業14件(+5件+55.6%)、④**接客娯楽業13件(同+11件+550.0%)**、⑤保健衛生業12件(同+3件+33.3%)、⑥運輸交通業10件(同-4件-28.6%)となっており、製造業と運輸交通業を除いては大幅に増加しています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く)では、①「転倒」41件(構成比32.5%。前年同期比+12件+41.4%)、②「墜落・転落」20件(同15.9%。+9件+81.8%)、③**「飛来・落下」11件(同8.7%。+7件+175.0%)**、「激突され」11件(同8.7%。+2件+22.2%)及び「はさまれ・巻き込まれ」11件(同8.7%。-5件-31.3%)となっており、「はさまれ・巻き込まれ」を除いていずれも大きく増加しています。

当署では、**令和5年の労働災害を135件以下**とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、本年も残り2か月という状況からすると、**目標達成は困難**と言わざるを得ません。

各事業場の皆様におかれましては、本年はこれ以上労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

特に、これから降雪期を迎えます。雪や凍結による転倒災害が増える時期となりますので、冬季型労働災害の防止に向けた備えを早くからご準備いただきますようお願いいたします。



岩手局最新
災害統計



一関署最新
災害統計

安全！！



外国人労働者労働安全衛生管理セミナーが仙台市で開催！
令和5年11月20日(月) 14時～16時 詳しくは ⇒

